

第 4853 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 13日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 平成 26 年税制改正大綱

**Q**：さきごろ、民間投資活性化等のための税制改正大綱が出されたそうですが、どのような内容のものなのですか？

**A**：次のような内容のものでした。

### 【解説】

さきごろ、政府与党から、民間投資活性化等のための税制改正大綱が出されました。

主なものには、次のようなものがあります。

#### ①生産性向上設備投資促進税制の創設

青色申告法人が、平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェアで一定のものを取得して事業の用に供した場合は、その取得価額の50%（建物及び構築物は25%）の特別償却と取得価額の4%（建物及び構築物は2%）の税額控除との選択適用することができます。

#### ②ベンチャー投資促進税制

青色申告法人が、平成29年3月31日までの間に、一定の投資事業有限責任組合に出資をし、かつ、一定の株式を取得した場合において、その株式等の帳簿価額の合計額の80%以下の金額を準備金として積み立てた金額は、その事業年度の損金に算入することができます。

#### ③耐震改修投資促進税制

青色申告法人で、平成27年3月31日までの間に耐震診断結果の報告を行ったものが、報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修した場合には、その取得価額の25%の特別償却ができます。

